

## 「共生型サービス」の概要について

### ■ 共生型サービスとは？

共生型サービスとは、「介護保険」又は「障がい福祉」のどちらかの指定を受けている事業所が、もう一方の指定も受けやすくすることを目的に創設されたものです。

例えば、介護保険の「訪問介護」の指定を受けている事業所は、障がい福祉サービスの「居宅介護」や「重度訪問介護」の事業所の指定が受けやすくなります。

### ■ 共生型サービスの対象となるのは？

共生型サービスの対象となるのは、次表のとおりです。

種類	介護保険サービス		障がい福祉サービス等
ホームヘルプ サービス	訪問介護	↔	居宅介護 重度訪問介護
デイサービス	通所介護 (地域密着型を含む)	↔	生活介護（注1） 自立訓練（機能訓練・生活訓練） 児童発達支援（注2） 放課後等デイサービス（注2）
	療養通所介護	↔	生活介護（注3） 児童発達支援（注4） 放課後等デイサービス（注4）
ショートステイ	短期入所生活介護 (介護予防を含む)	↔	短期入所
「通所・訪問・宿泊」といった サービスの組合せを一體的に提 供するサービス	(看護) 小規模多機能型居 宅介護（介護予防を含む） ・通所	⇒	生活介護（注1） 自立訓練（機能訓練・生活訓練） 児童発達支援（注2） 放課後等デイサービス（注2）
	・宿泊	⇒	短期入所
	・訪問	⇒	居宅介護 重度訪問介護

(注1) 主に重症心身障害者を通わせる事業所を除く。(注2) 主に重症心身障害児を通わせる事業所を除く。

(注3) 主に重症心身障害者を通わせる事業所に限る。(注4) 主に重症心身障害児を通わせる事業所に限る。

### 共生型サービスの基準・報酬の設定

- 介護保険サービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に障害福祉（共生型）の指定を受けられるよう、障害福祉の居宅介護、生活介護、短期入所等の指定を受ける場合の基準の特例を設ける。

#### ○ 介護サービス事業所が共生型障害福祉サービスの指定を受ける場合（障害報酬）



#### ○ 障害福祉サービス事業所が共生型介護サービスの指定を受ける場合（介護報酬）



## 利用者負担を軽くする制度

### 高額医療合算介護（予防）サービス費

医療保険と介護保険の両方を利用して年間（8月から翌年7月）の自己負担額の合計が所得区分に応じた限度額を超えた場合、申請により超えた額が払い戻されます。

【自己負担限度額（世帯の年間限度額）】※同一世帯でも別の医療保険の加入者は合算されません。

所得区分 対象年度の末日(7/31)時点で加入している 医療保険の基準によります			後期高齢者 医療制度 + 介護保険	国民健康保険 + 介護保険	
後期高齢者医療加入者 および 70~74 歳		70 歳未満		70 歳 74 歳	70 歳 未満
①低所得者	I	世帯全員の所得が 0 円の世帯に属する人（公的年金等控除額は 80 万円として計算します）	19 万円	19 万円	34 万円
	II	市民税世帯非課税で I 以外の人等	31 万円	31 万円	
②一般（①③以外の人）		旧ただし書所得（※）210 万円以下	56 万円	56 万円	60 万円
③現役並み所得者		旧ただし書所得（※） 210 万円超 600 万円以下	67 万円	67 万円	67 万円
		旧ただし書所得（※） 600 万円超 901 万円以下	141 万円	141 万円	141 万円
		旧ただし書所得（※） 901 万円超	212 万円	212 万円	212 万円

※総合事業によるサービス（指定事業者によるサービスのみ）についても、高額医療合算介護（予防）サービス費に相当する事業があります。

※旧ただし書所得とは、総所得金額等から住民税の基礎控除を差し引いた額。

### 社会福祉法人等による利用者負担の軽減

介護サービスの提供を行う社会福祉法人または市町村が経営する社会福祉事業体（当該事業を行う申し出を行ったものに限る。）が、低所得者で特に生計が困難な人に対して、利用者負担の軽減を行います。

#### 対象となる施設とサービス

○対象施設：社会福祉法人等のうち、軽減を行う旨を事業所・施設所在地の県・市町村に申し出た法人  
○対象となるサービス：その法人等が行う以下の介護保険サービス〔食費、居住費（滞在費）、宿泊費も含む〕

- ・訪問介護
- ・通所介護
- ・（介護予防）短期入所生活介護
- ・地域密着型通所介護
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・夜間対応型訪問介護
- ・（介護予防）認知症対応型通所介護
- ・（介護予防）小規模多機能型居宅介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・看護小規模多機能型居宅介護
- ・介護老人福祉施設
- ・総合事業のうち、予防給付型の訪問・通所型サービス（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）

#### 軽減の対象者および軽減内容

対象者	利用者負担軽減割合
老齢福祉年金受給者で一定の要件を満たす人	50%
収入が年 150 万円以下の人で一定の要件を満たす人	25%

※生活保護受給者は、個室の居住費（滞在費）のみ対象で、全額軽減されます。

### ○高額介護サービス等に関する制度周知について

（平成 28 年 3 月 28 日 介護保険最新情報 Vol. 531）

[https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/life/520398\\_60205494\\_misc.pdf](https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/life/520398_60205494_misc.pdf)

（上記通知の一部改正）

#### ○高額介護（予防）サービス費の見直しにおける運用について

（平成 30 年 8 月 3 日 介護保険最新情報 Vol. 674）

[https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/life/524414\\_60245490\\_misc.pdf](https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/life/524414_60245490_misc.pdf)

#### ○高額介護（予防）サービス費の見直し（令和 3 年 8 月から）

（令和 3 年 3 月 31 日 介護保険最新情報 Vol. 960）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000764673.pdf>

#### ○高額医療・高額介護合算療養費制度の見直し（平成 30 年 8 月から）

[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/iryouhoken/dl/ryouyou-01.pdf](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryouhoken/dl/ryouyou-01.pdf)

### ○地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン

～平成 28 年 3 月 厚生労働省～

※ 本ガイドラインは、福祉サービスを総合的に提供する上で、現行制度の規制等について、運用上対応可能な事項を整理したもの。

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokushouhainfukushibus-Kikakuka/0000119283.pdf>

### ○人材確保等支援助成金（雇用管理制度助成コース、介護福祉機器助成コース）

～平成 30 年 4 月 厚生労働省～

～「職場定着支援助成金」、「人事評価改善等助成金」、及び「建設労働者確保育成助成金」の一部コースについては、平成 30 年度から「人材確保等支援助成金」へ統合されました～

（雇用管理制度助成コース）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000199292\\_00005.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000199292_00005.html)

（介護福祉機器助成コース）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000199292\\_00006.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000199292_00006.html)



## 安全運転管理者制度

### 1 安全運転管理者制度とは

安全運転管理者制度とは、事業所における安全運転を確保するための制度です。

車両等の使用者は、業務で使用する車両を点検・整備したり、運転手が安全に運転できるように運行計画を立てたり、運転手に対して色々と指示したり…と、事故が起きないよう、また事故を起こさないように努めなければなりません。

しかし、車両や運転手が多ければ、そのすべてを一人で行うことは不可能です。

そこで、使用者に代わり具体的にチェックを行う者として、「安全運転管理者」を選任させることとしているのです。

### 2 自動車の使用者の義務

自動車の使用者は、その使用する自動車が規定の台数以上の場合、その使用の本拠ごとに安全運転管理者及び副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）を選任しなければなりません。また、選任したときは15日以内に公安委員会へ届け出なければなりません。

選任及び届出を怠ると処罰されることがあります。



#### 【道路交通法第74条の3第1項】安全運転管理者の選任義務

自動車の使用者は、安全運転に必要な業務を行わせるため、規定の台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、安全運転管理者を選任しなければならない。

【選任しなかった場合】5万円以下の罰金〔法人等両罰有〕※

#### 【道路交通法第74条の3第4項】副安全運転管理者の選任義務

自動車の使用者は、安全運転管理者の業務を補助させるため、規定の台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、副安全運転管理者を選任しなければならない。

【選任しなかった場合】5万円以下の罰金〔法人等両罰有〕※

#### 【道路交通法第74条の3第5項】選任、解任届出義務

自動車の使用者は、安全運転管理者または副安全運転管理者を選任したときは、選任した日から15日以内に、所定の事項を自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会に届け出なければならない。これを解任したときも同様とする。

【届出しなかった場合】2万円以下の罰金または料金〔法人等両罰有〕※

※ 法人等両罰とは…会社等の法人にも責任がある場合は、その法人にも刑罰が科せられる。

### 3 安全運転管理者等の選任を必要とする自動車の台数

#### 1. 安全運転管理者

- 乗車定員11人以上の自動車を使用している場合…1台以上
- その他の自動車を使用している場合…5台以上



乗車定員11人以上の自動車  
(いわゆるマイクロバスなど)  
…1台以上



その他の自動車  
(トラック、普通車、軽自動車、バイクなど)  
…5台以上



例1  
軽自動車が4台と400ccのバイクが4台ある場合  
 $4 + (4 \times 0.5) = 6$   
安全運転管理者の選任が必要となります。

- 台数を計算する場合、大型自動二輪車または普通自動二輪車はそれぞれ0.5台として計算するものとする。以下副安全運転管理者を選任する場合にも同じ。
- 総排気量が50CC未満の一種原付は含まない。



例2  
トラックが12台と軽自動車が4台ある場合  
 $12 + 4 = 16$   
安全運転管理者及び副安全運転管理者の選任が必要となります。

## 安全運転管理者等の届出手続に際する必要書類

	安全運転管理者等に関する届出書	新管理者の住民票 (3か月以内発行)	運転記録証明書 (1か月以内発行)
安全運転管理者等を選任する場合	○	○	○
安全運転管理者等を交替する場合	○	○	○
届出事項(代表者名等)を変更する場合	○	×	×
安全運転管理者等を解任する場合	○	×	×

安全運転管理者等に関する届出書は、県警のホームページからダウンロードするか、警察署の交通課窓口で入手してください。

- ・ 住民票は、新しく安全運転管理者等になる方のものを提出してください。
- ・ 運転記録証明書は、自動車安全運転センターが発行するもので、過去の違反歴や事故歴を証明するものです。提出の際は、過去3年間のものを準備してください。詳しい取得方法については、[自動車安全運転センターホームページ](#)をご覧ください。

## 6 安全運転管理者等の業務

安全運転管理者は、その管理下の運転者に対して、国家公安委員会が作成・公表する「交通安全教育指針」に従った安全運転教育や、内閣府令で定める安全運転管理業務を行わなければなりません。

### 内閣府令で定める安全運転管理業務

1. 運転者の状況把握
2. 安全運転確保のための運行計画の作成
3. 長距離、夜間運転時の交替要員の配置
4. 異常気象時の安全確保の措置
5. 点呼等による安全運転の指示
6. 運転日誌の記録
7. 運転者に対する指導

## 7 安全運転管理者等講習について

公安委員会は、安全運転管理者等に安全運転に必要な知識等を習得させるため、法定講習(安全運転管理者等講習)を実施しています。

自動車の使用者は、公安委員会から講習の通知を受けた際、選任している安全運転管理者等に、その講習を受講させる義務があります。

安全運転管理者等講習は、毎年県内各地で実施しております。詳しい日程は、[福岡県交通安全協会ホームページ](#)をご覧ください。

※この講習は、既に選任されている安全運転管理者等に対する講習です。安全運転管理者等になるために受講する講習ではありませんのでご注意ください。

## 4 安全運転管理者等の選任要件

- ◎ 安全運転管理者
- 20歳以上の者(※)
- 2年以上の運転管理の実務経験を有する者
- 過去2年以内に公安委員会の解任命令を受けたことのない者
- 過去2年以内に次の違反行為をしたことのない者

- ・ ひき逃げ
- ・ 酒酔い運転、酒気帯び運転、麻薬等運転、無免許運転
- ・ 酒酔い運転や酒気帯び運転に対し車両や酒類を提供する行為
- ・ 酒酔い運転や酒気帯び運転の車両に依頼・要求して同乗する行為
- ・ 酒酔い運転、酒気帯び運転、麻薬等運転、過労運転、無免許運転、無資格運転、最高速度違反運転、積載制限違反運転放置駐車違反の下命・容認
- ・ 自動車使用制限命令違反

(※)ただし、副安全運転管理者を選任する事業所にあっては、30歳以上の者

- ◎ 副安全運転管理者
- 20歳以上の者
- 1年以上の運転管理実務経験を有する者か、3年以上の運転経験を有する者
- 過去2年以内に公安委員会の解任命令を受けたことのない者
- 過去2年以内に一定の違反行為をしたことのない者(※)  
(※)一定の違反行為とは、安全運転管理者の場合と同じ

## 5 安全運転管理者等の届出手続

安全運転管理者等を選任したときや、届出事項に変更が生じたときは、事業所を管轄する警察署を通じて、公安委員会に届け出なければなりません。

届出手続に際し必要な書類は、次表のとおりです。これらの書類をすべて揃えて、事業所を管轄する警察署の交通課に提出してください。

※ 書類が不足している場合受付できません。 ※ FAXや郵送では受付できません。

## 駐車許可の申請手続きについて

### ○駐車許可制度の概要

駐車禁止場所（道路標識等により車両の駐車が禁止されている道路の部分等）に駐車せざるを得ない特別な事情がある場合には、その駐車禁止場所を管轄する警察署に対して駐車の許可を申請することができます。

車両は、警察署長が申請に係る駐車の時間、場所、用務及び駐車可能な場所の有無につき、下記要件に基づいた審査を行った上で許可したときは、駐車禁止場所に駐車することができる制度です。

### ○対象となる用務例

医師、歯科医師等による定期的な訪問診療、訪問看護、訪問介護、訪問リハビリテーション、介護サービス事業所による通所サービス、貨物の積卸し、引っ越し作業など。（これらは例示であって、個別の用務を限定するものではありません。）

ただし、これらの用務に該当する場合であっても、交通の実態等に応じて許可するものであり、すべての場合に許可できるものではありません。

### ○駐車許可の要件

次のいずれにも該当することを要件とします。

- 1 許可を受けようとする駐車の時間が、次のいずれにも該当するものであること。
  - (1) 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯でないこと。
  - (2) 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。
- 2 許可を受けようとする駐車の場所が、次のいずれにも該当するものであること。
  - (1) 道路標識等で駐車が禁止されている場所、法定の駐車禁止場所（放置車両となる場合を除く。）又はパーキング・メーターが設置されている時間制限駐車区間であること。
  - (2) 無余地場所及び駐車方法違反になる場所でないこと。
  - (3) 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。
- 3 許可を受けようとする駐車の理由に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。
  - (1) 公共交通機関その他の交通手段によつたのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。
  - (2) 5分を超えない時間内の貨物の積卸しその他の駐車違反とならない方法によることが不可能又は著しく困難と認められる用務であること。
  - (3) 道路使用に該当する用務でないこと。
- 4 許可を受けうとする場所の駐車について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分がいずれも存在せず、又はこれらの利用が不可能若しくは著しく困難と認められること。
  - (1) 重量物又は長大物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近
  - (2) (1) 以外の車両にあっては、当該用務先からおおむね100メートル以内

### ○根拠法令

- ・道路交通法第45条第1項、道路交通法第49条の5、福岡県道路交通法施行細則第7条

### ○申請窓口

- ・駐車しようとする禁止場所を管轄する警察署の交通課

### ○申請受付時間

- ・月曜日から金曜日まで（休日、年末年始を除く。）・9:00～16:00

### ○申請書類

#### 1 駐車許可申請書

申請窓口で受領できるほか、福岡県警察のホームページからダウンロードにより取得できます。  
○福岡県警察ホームページ  
・HOME >申請・手続き >各種手続コーナー > 交通に関する手続き >  
各種申請に関すること > 駐車許可の申請手続きについて  
・[https://www.police.pref.fukuoka.jp/kotsukisei/kyoka/tyuusya\\_ryoku.html](https://www.police.pref.fukuoka.jp/kotsukisei/kyoka/tyuusya_ryoku.html)

#### 2 添付書類

- (1) 申請に係る車両の自動車検査証の写し
  - (2) 許可を受けようとする駐車の場所及びその周辺の見取図  
(建物又は施設の名称等が判別できるもので、駐車の場所に印を付したもの)
  - (3) 運転者の運転免許証の写し
  - (4) 駐車に係る用務を疎明する書類
- ※申請内容に応じて上記以外の書類が必要となる場合がありますので、詳細は申請窓口にお問い合わせください。

### 緊急時における許可時間の変更申請

#### 1 概要

既に許可を受けている駐車時間について、緊急の事情がある場合には、前記申請受付時間内外にかかわらず、口頭又は電話により許可時間の変更を申請することができます。

#### 2 申請方法

許可を受けた警察署に対して、「緊急時における駐車許可時間の変更申請」である旨のほか、  
・申請者の氏名（事業所の名称）／電話番号／許可番号／訪問先  
・変更前と変更後の駐車時間／駐車時間の変更理由  
を申し出てください。

#### 3 許可時間変更後の駐車方法

駐車時間の変更について許可する場合は、警察署から承認番号をお伝えしますので、記載例の書面を申請者自身で作成の上、お持ちの駐車許可証とともに、車両の全面の見やすい箇所に提出してください。

※ この申請は、緊急の事情により許可時間を一時的に変更するものです。

申請日以降、引き続き当該変更した時間に駐車する場合は、許可を受けた警察署において必要な手続きを行ってください。（手続の詳細は、許可を受けた警察署にお問い合わせください。）

（記載例）

駐車許可証番号○○○○番については、駐車時間を○○時○○分から○○時○○分までの間に変更申請し承認を受けています。  
○○警察署 承認番号○○番

#### 4 問合せ先

各警察署交通課

# 介護に携わる関係者の皆さまへ

## 中国残留邦人等に 支援・相談員や自立支援通訳 を派遣する制度をご存じですか

中国残留邦人・樺太残留邦人（以下、中国残留邦人等といいます）は、平均年齢が70歳を超え、介護サービスを利用する機会が増えています。介護に携わる皆さまは、中国残留邦人等を支援するとき、日本語がうまく通じないなど困った経験はありませんか？

厚生労働省では、永住帰国した中国残留邦人等が、地域で安心して生活できるよう、中国語（またはロシア語）が堪能な**支援・相談員**や**自立支援通訳**などを各自治体に配置して、生活上の相談にのったり、公共機関のサービスを利用するときなどの日本語通訳を行っています（制度の詳細は裏面をご覧ください）。

介護の現場に支援・相談員や自立支援通訳などの派遣をご希望の場合は、お近くの自治体の担当課にご連絡ください。要件を満たした場合、自治体から支援・相談員や自立支援通訳などが派遣されます。



### 支援・相談員、自立支援通訳などの派遣の流れ



- この事業は国の委託費、補助金で実施しています。

### ◆中国残留邦人等とは…

戦後の混乱の中、中国や樺太に残留を余儀なくされた日本人を中国残留邦人等といいます。中国残留邦人等は、肉親と離別したり、長期にわたり中国や樺太に残留せざるを得なかつたことなど、筆舌に尽くせないご苦労を重ねた後、ようやく日本に帰国した方々です。永住帰国した中国残留邦人等はご家族を含め、現在、約2万人を数えます。

多くの方は中高年になって帰国したため、日本の教育を受ける機会がなく、日本語の習得にも困難がありました。そのために安定した職に就けず、懸命に努力しても老後の生活の備えが十分できなかつたり、地域にとけ込めず、日常の生活に支障をきたしているケースも少なくありません。

厚生労働省では、このような中国残留邦人等に各種の支援事業を行っています。

### 支援・相談員、自立支援通訳等派遣事業について

#### 1. 支援・相談員

##### 【事業内容】

地方自治体（または自治体の福祉事務所）に、中国残留邦人等に理解が深く、中國語（またはロシア語）ができる支援・相談員を配置し、中国残留邦人等のニーズに応じた助言などを行うことにより安心した生活が送れるよう支援します。



##### 【支援対象者】

支援給付（※）を受給する中国残留邦人等本人と配偶者

##### （※）支援給付とは

世帯の収入が一定の基準に満たない中国残留邦人等ご本人とその配偶者に対し、その世帯の必要に応じて生活支援、住宅支援、医療支援、介護支援などを行うことにより、安心して生活していただくための制度です。

#### 2. 自立支援通訳等

##### 【事業内容】

中国残留邦人等の日常生活上の相談、公共機関のサービス利用時の通訳などを行うことにより、地域で安心した生活が送れるよう支援します。

##### ○自立支援通訳

医療や健康相談を受けるとき、行政機関の援助を受けるときのように、正確な日本語が必要な場面に同行して、通訳業務を実施

##### ○自立指導員

日常生活での諸問題についての相談・指導や、関係行政機関への連絡を行う

##### 【支援対象者】

日本に国費または自費（国費相当者）により永住帰国した中国残留邦人等とその家族（同行入国世帯）

●自治体の事業実施状況により、派遣の依頼に対応できないこともありますので、お近くの自治体にご確認ください。

